

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

あきる野市長

市町村名 (市町村コード)	あきる野市 (13228)
地域名 (地域内農業集落名)	上ノ台地区 (上ノ台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

当地区はJR五日市線の武蔵増戸駅から徒歩圏内に位置しており、同線の沿線風景の一部となっている。市街化区域と隣接しており、近隣に住宅が多い地区である。

【主な農作物】

露地野菜(トウモロコシ、ナス、サツマイモ、葉物野菜)、施設野菜(トマト、キュウリ)、果樹(ブドウ、ワイン用ブドウ、柿、栗)、養蜂

【課題】

- ① 担い手について
 - ・ 耕作者の高齢化が進んでおり、担い手が不足する懸念がある。
- ② 基盤整備について
 - ・ 地区内に水道を引ける箇所が少なく、担い手の拠点となる施設が設置しにくい。
- ③ 農地について
 - ・ 南側の畑に石が多く、耕作できる農作物が限られている。
 - ・ 北側の畑は道路との境に段差があり車等が進入できない。
 - ・ 荒廃した農地や、耕作者が分からない農地もあり集約化の妨げになっている。
 - ・ 一筆辺りの面積が小さく、集約化が困難となっている箇所がある。
- ④ 周辺地域について
 - ・ 踏切が廃止された場合、伊奈地区との行き来がしにくくなり営農の支障となる可能性が有る。一方、物流施設へ出入りするため、踏切を通過する車の交通量が増加することが見込まれる。
 - ・ 近隣に公衆用トイレが無く、下水が通っていない場所が多いため、トイレの設置ができない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ① 地域の担い手を中心として集積・集約を進める。営農できる農地を確保し、新規就農者が入作しやすい環境を整える。
- ② 水道を引いたり、共同の調整場等、担い手の拠点となる施設を設置し改善する。
- ③ 荒廃農地を整備した上で貸付けできる仕組みを考案する。
- ④ 観光や都市計画部門も含めて農業振興を考えていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
① 農地所有者の意向が確認できない農地については、担い手が集約を希望する場合に個別に意向確認を行う。 ② 貸付希望のある農地については、市の農地バンク制度を活用し、農業委員会や東京都農業会議と連携しながら担い手とのマッチングを行う。 ③ 目標地図の精度を高めていき、担い手が一団の農地で営農できるよう計画的に農地の集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
① アンケートにより農地所有者の中に事業について理解していない方がいることが分かったため、事業の周知を諮ると共に、農業委員会及び機構との連携を強化し農地の集積・集約化を推進する。 ② 農業委員会や機構と協力して意向の確認できない農地所有者に対して、担い手から借受希望があった場合は個別に事業の説明を行い、貸借に向けた条件調整等を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
① 荒廃農地を整備するため、未来に残す東京の農地プロジェクトや、小規模土地改良事業等の実施を検討する。 ② 水道の新設を検討する。また、トイレ等の設置ができるよう、下水の整備も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
① 後継者や新規就農者の入作を支援する。 ② 法人や他地域の農業者の規模拡大及び入作については、協議の上で検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 大型動物類による被害はないが、ハクビシンやネズミ等の小動物類、カラスなどの鳥類による被害の対策を講じていく必要がある。
- ⑧ 新規就農者が利用できる共同の調整場等の設置を検討し、地域内の担い手が営農を継続できるような環境を整備していく必要がある。